限定承認公告

本籍三重県名張市松原町八八〇番地、最後の住所大阪府茨木市中穂積三丁目二番二八号グループホーム清福苑

被相続人　亡　松生喜世子

右被相続人は平成二十六年一月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

大阪府茨木市美帆ヶ丘一九番D一二〇六号

相続財産管理人　松生　秀海

限定承認公告

本籍熊本県八代市西松江城町三号三六番、最後の住所熊本県八代市西松江城町三番一五号

被相続人　亡　岡本　圭右

右被相続人は平成二十六年一月八日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十七日熊本家庭裁判所八代支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

福岡県春日市春日公園六丁目一九番一―四〇五　相続財産管理人　岡本　真幸

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年八月三十日開催の定時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十六年九月五日

東京都港区新橋六丁目二三番七―五〇一号

インターネット流通事業協同組合

代表理事　竹内　常夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年六月五日付官報の号外第一二五号五十九頁に掲載されています。ただし、当社は平成二十六年六月十日付で商号を変更したため、変更前の商号茜浜プロパティー特定目的会社として掲載されています。

平成二十六年九月五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

平塚新町プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億六千八百三十五万円減少し、金四十一億四千二百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十六年九月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＧＪＣＦ３特定目的会社

取締役　臼井　正志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億五百十二万九千九百十六円減少し、金二百三十二億六千八百四十二万五千六百六十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/index.html

平成二十六年九月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億四千九百九十五万円減少し、金五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年十月七日であり、社員総会の決議は平成二十六年九月五日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年八月十八日付官報の号外第百八十三号三十頁に掲載されています。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七階

原宿マンションズ特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一万四千九百九十九口を消却して一口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七階

原宿マンションズ特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先資本金の額の減少公告

当社は、発行済優先出資一万四千九百九十九口を消却して一口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七階

ヴェロックス赤坂通り特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四万三千四百口を消却して○口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七階

表参道特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十九億三千万円減少し、金○円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年十月七日であり、社員総会の決議は平成二十六年九月五日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年八月十八日付官報の号外第百八十三号三十二頁に掲載されています。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七階

表参道特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三万八千六百口を消却して○口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七階

表参道特定目的会社

取締役　川本　孝司

正　誤

平成二十六年九月四日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　馬場みどり

農林水産大臣　西川　公也

ページ	段	行	誤	正
一〇二	四	終りから	不在者　保田昭彦	不在者　保多昭彦

（原稿誤り）

平成二十六年八月十八日掲載の千葉家庭裁判所に係る平成二十五年（家）第一三六三号失踪宣告中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月三日付特第一四号ニペ
調達第一六八号四八ページ

ージ●同月五日付第一九九号四〇ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）